

# 定款

一般社団法人 日本小児東洋医学会

# 一般社団法人日本小児東洋医学会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本小児東洋医学会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を島根県出雲市におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、小児東洋医学に関する研究と小児東洋医学の進歩、発展を図るとともに会員相互の交流を促進し、小児東洋医学の充実、普及啓発することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 小児東洋医学・医療の研究及び振興を目的とする事業
- (2) 小児科医師及び関連職種及び学生の教育及び専門性の向上を目的とする事業
- (3) 小児医療に関わる改善を目的とする事業
- (4) 国内外の関係団体との協力活動を目的とする事業
- (5) その他前条の目的達成のために必要な事業

## 第3章 社員及び会員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 当法人の社員となるには、所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第6条 当法人は社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

(退社)

第7条 社員は次に掲げる理由によって退社する。

- (1) 社員本人の退社の申出。ただし、退社の申出は、3か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- (2) 総社員の同意
- (3) 死亡又は社員である団体の解散
- (4) 除名

2 社員の除名は、正当な理由があるときに限り、社員総会の特別決議によってすることができる。この場合において、当法人は、除名しようとする社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えることを要する。

(会費)

第8条 社員及び会員は、当法人の経費に充てるため、社員総会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 資格、入会手続、退会その他の会員に関する事項は、社員総会において定める会員規則において定める。

## 第4章 社員総会

(招集)

第9条 当法人の定時社員総会は、毎年事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ代表理事の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

3 社員総会を招集するには、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第10条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ代表理事の定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権を過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第12条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第13条 社員は当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第14条 社員総会の議事録については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第5章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第15条 当法人の理事の員数は、1名以上とする。

(代表理事)

第16条 当法人は、社員総会の決議によって、理事の中から、会長1人及び副会長若干名を選定する。

2 会長は代表理事とする。

3 会長は、当法人を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(理事の任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の集結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により、選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第18条 当法人の理事は無報酬とする。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第19条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第20条 基金返還請求権を有する者は、ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第141条2項各号の金額の合計額を超える場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として、いつでも、その全部又は一部の返還を請求することができる。

2 複数の者によって基金の返還の請求が行われ、その請求額の合計額が前項の限度額を超えた場合には、当法人は、先に到達した請求に応じるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、ある基金の返還請求権を有する者1名が請求した基金の返還に係る金額が第1項の限度額を超えている場合には、当法人は、その請求の全部について返還を拒絶するものとする。

(基金の返還の手続)

第21条 基金の返還は、基金返還請求権を有する者が当法人に対して請求した後、定時社員総会の決議を得て、代表理事が行う。

(代替基金の積立て)

第22条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上するものとする。

2 代替基金は、これを取り崩すことはできない。

(基金返還請求権の譲渡)

第23条 基金返還請求権を有する者が基金返還請求権の全部又は一部を譲渡するには、社員総会の承認を受けなければならない。

## 第7章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第8章 学術集会

(学術集会)

第25条 当法人は、毎年1回以上学術集会を開催する。

2 学術集会は、この定款により付与された職務権限を超える運営を行うことはできない。

(会頭)

第26条 当法人は、学術集会を主宰するため会頭をおく。

2 会頭は、学術集会を企画立案し運営する。

3 会頭に事故あるとき又は欠けたときは、会長がその職務を代行する。

4 会頭の選任及び解任は、社員総会で行う。

## 第9章 事務局

(事務局)

第27条 当法人の事務を処理するため、事務局をおくことができる。

2 事務局には事務局長及び所要の職員をおくことができる。

3 事務局長及び職員の選任及び解任は社員総会にて決議する。

4 事務局の組織及び運営については社員総会の決議により別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 当定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法等

(公告の方法)

第31条 当法人の公告は、電子公告により行う。

ホームページアドレス <http://ipsom.org/>

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(個人情報の保護)

第32条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

以上